様式第３号その２（第１１条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

役員が私立学校法第３８条第８項各号に該当しない者であることを証する書類

|  |
| --- |
| 誓約書各役員について，次のいずれにも該当していないことを誓約します。一　禁錮以上の刑に処せられた者二　　教育職員免許法第１０条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い，当該失効の日から三年を経過しない者三　　教育職員免許法第１１条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け，三年を経過しない者四　　日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者五　　精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者　　　年　　月　　日設立代表者 |

（注）

１　　「学校法人」は，寄附行為認可申請にあっては，設立しようとする学校法人の名称とす

ること。

２　　「設立代表者」は，合併認可申請にあっては合併しようとする各学校法人の理事長，組織変更認可申請にあっては組織変更しようとする当該学校法人の理事長とすること。